

千葉県立松戸特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止のための基本理念等

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、障害を理由に、いじめを受け人権を侵害されることがあってはならない。したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び教職員が生徒の受けているいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。教職員は、いじめを行うことも見過ごすこともしてはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。なお、情報を公開する際には、隠蔽や虚偽の説明を行ってはならない。

2 学校いじめ対策組織

本校における学校いじめ対策組織を以下に定める。基本理念を達成できるよう、各組織は状況に応じ連携を図る。

(1) 校内の組織

①いじめ対策委員会（仮称）

構成 校長 教頭 教務 副教務 各部主事 自活部長 訪問部長
寮務主任 生徒指導主事 養護教諭 教育相談係（代表1名）
セクハラ相談員（代表1名）

内容 いじめ対策基本方針の検討
いじめ対策における年間計画・実施・評価
早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
防止に関すること（職員研修等）
いじめに関する児童生徒の理解を深めること
評価・公表に関すること

いじめ事案への対応

学期1回の開催を定例会とし、事案発生時は緊急開催とする。

※年間計画・実施・評価および定例会の開催は、生徒指導主事・教育相談係が中心となって企画し、委員会に提案する。

(2) 地域や関係機関を含めた組織

①開かれた学校づくり委員会

構成 本校開かれた学校づくり委員会委員

内容 本校が策定した基本理念・活動・評価・課題等に対し、協議助言を行う。

3 いじめの未然防止について

(1) 学校におけるいじめの防止

①学校の重点目標の一つに「いじめの防止」を掲げ、いじめをしない、させない、見逃さないことを組織的に取り組む。

②児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

③保護者並びに地域住民その他関係機関と連携を図りつつ、校外におけるいじめの状況把握に努める。

④いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発の一環として、教職員は人権に関する研修を実施する。

4 いじめの早期発見について

(1) いじめ等調査

①いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する調査を次のとおり実施する。

児童生徒対象いじめアンケート調査 年2回(7月 1月)

保護者対象いじめアンケート調査 年1回(7月)

教育相談を通じて学級担任による児童生徒からの聞き取り調査(随時)

(2) いじめ相談体制

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制を整える。

①体制

教育相談等を通じて学級担任・教育相談係・養護教諭等が相談窓口となる。相談を受けた内容については、生徒指導主事に報告し、生徒指導主事が管理職に報告する。

②職員研修

いじめ防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質向上を図る。

③インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策

発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を理解できるよう、情報教育・道徳の時間を通じ、情報モラルの学習の機会を年間計画に位置づける。

5 いじめを認知した場合の対応

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに生徒指導主事・教育相談係が対応し、事実の有無の確認を行う。必要に応じていじめ対策委員会（仮称）を開催し、対応について検討し対応する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間に争いが生じることがないように、いじめの事案に係る情報を関係する保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われる事案については、教育委員会及び所轄警察署等関係機関と連携する。
- (6) 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、いじめ対策委員会（仮称）を開催し、次の対応を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報について、明確に公表する。
- ④事後の指導について明確に公表する。

6 いじめ等の指導

- (1) いじめの被害者に対しては、いじめ対策委員会（仮称）が中心となり指導計画を策定し実施する。必要に応じて子どもと親のサポートセンター等関係機関との連携を図る。
- (2) いじめの加害者に対しては、いじめ対策委員会（仮称）が中心となり特別指導計画を策定し実施する。必要に応じて警察や子どもと親のサポートセンター等関係機関との連携を図る。
- (3) 加害者以外の児童生徒については、いじめ対策委員会（仮称）と児童会・生徒会が連携し、いじめの防止活動を速やかに計画し実施する。

7 学校いじめ防止基本方針の公表、点検、評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページで公開する。
- (2) 学校評価にいじめに関する項目を設け、毎年度保護者の評価を受ける。
- (3) 開かれた学校づくり委員会において、いじめに関する状況を報告し、助言を受ける。
- (4) 学校いじめ防止基本方針は、毎年度評価し、その改定は、いじめ対策委員会（仮称）と職員会議を経て決定する。